



平成26年4月18日

[照会先]

徳島労働局健康安全課

課 長 西泉 ひとみ

産業安全専門官 腹岡 正行

(直通電話) 088-652-9164

報道関係者 各位

製造業及び建設業において労働災害が増加

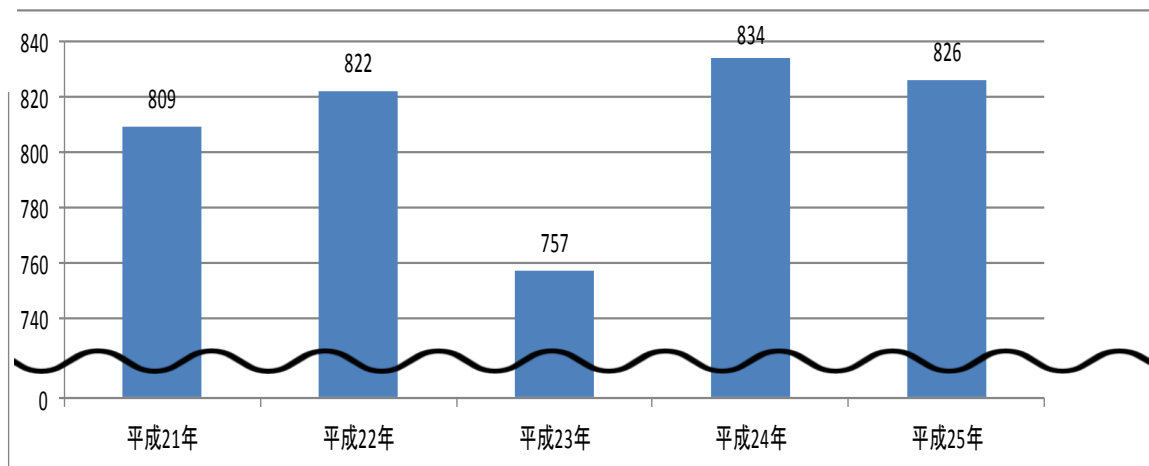
平成25年の労働災害件数が確定

- ◎ 休業4日以上の死傷者は前年に比べ、8人減少し826人となった。
- ◎ 死亡者は前年に比べ、1人減少し9人となった。
- ◎ 業種別の死傷者数では、増加傾向にあった小売業等の第三次産業において、前年より17人減少し311人となったが、製造業において20人増加し217人、建設業においても13人増加し163人となった。

1 休業4日以上の労働災害発生状況(平成25年1月～12月)

- (1) 徳島県内の死傷者数は、全産業で826人となり、前年の834人から8人減少し、前年より約1.0%の減少となった。(図1参照)

図1

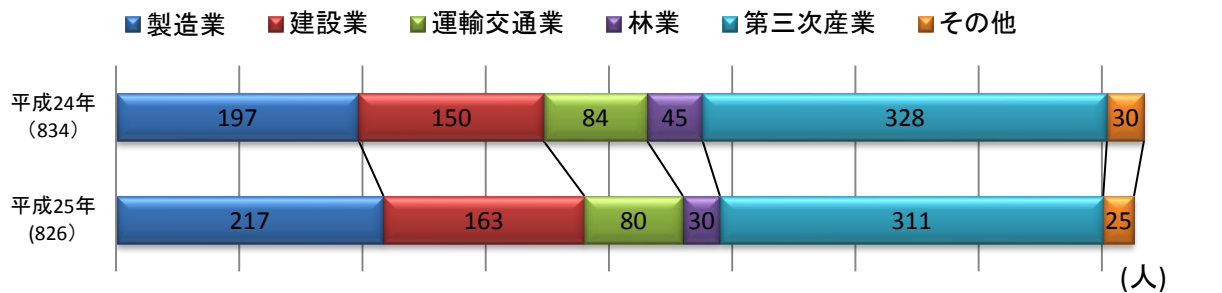


(2) 業種別では、製造業で前年より20人増加し217人(前年比10.2%増)、建設業でも前年より13人増加し163人(前年比8.7%増)となった。

飲食店、社会福祉施設などの第三次産業では17人減少し311人(前年比5.2%減)となった。
(図2参照)

製造業においては、食料品、木材木製品、金属製品、輸送用機械製造業が前年より増加した。
建設業においては、その他の建設(電気通信工事、機械器具設置等の設備工事)が増加した。

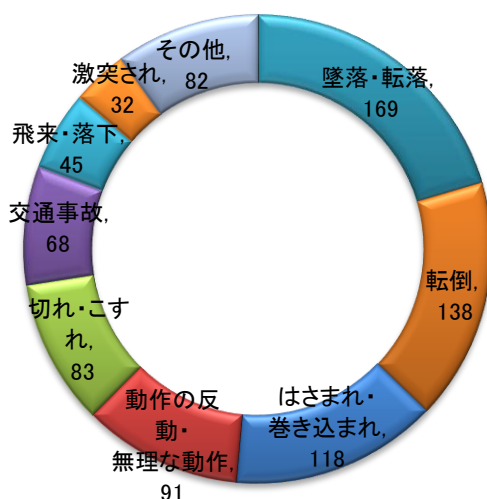
図2 業種別前年比較別労働災害発生状況



※第三次産業には、小売業、社会福祉施設、飲食店、清掃と畜業、通信業、警備業などが含まれる。

(3) 全産業における事故の型別発生状況は、「墜落、転落」災害が最も多く169人となり全体の20.4%、次いで「転倒」災害が138人(全体の16.7%)、「はさまれ、巻き込まれ」災害が118人(全体の14.3%)となっている。以下「動作の反動、無理な動作」災害が91人(全体の11.0%)、「切れ、こすれ」災害が83人(全体の10.0%)等となった。
(図3参照)

図3 平成25年休業4日以上災害



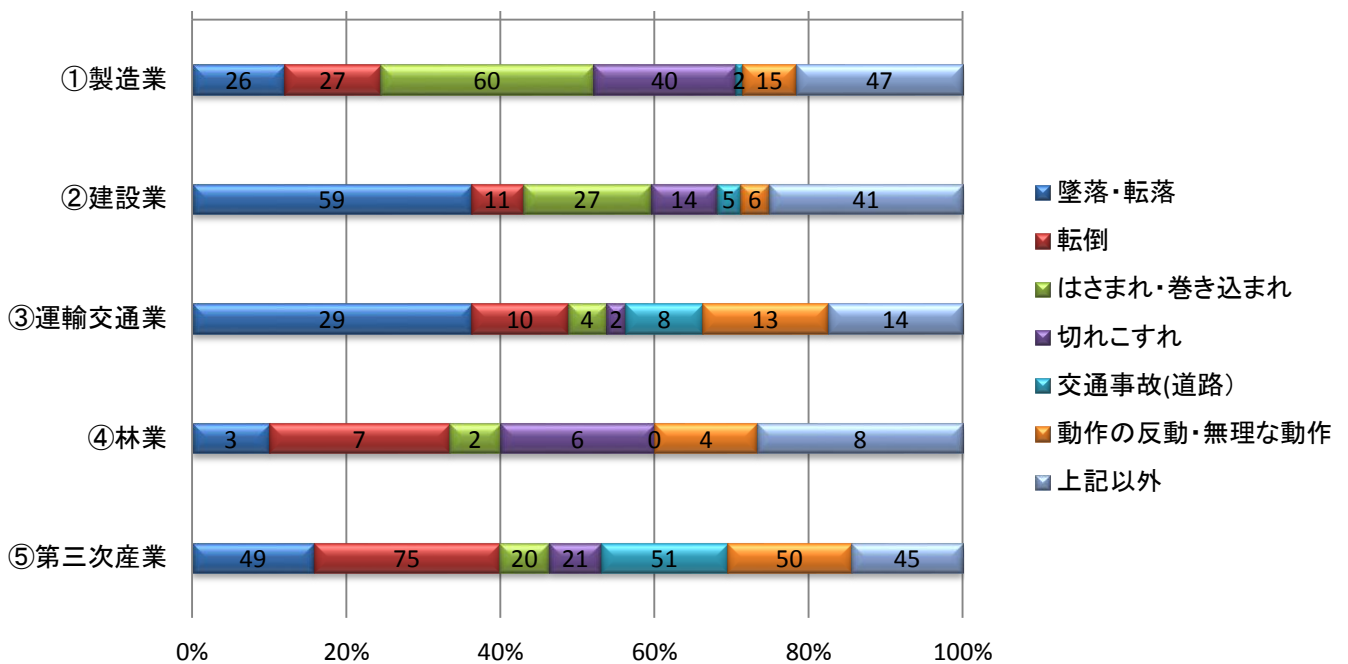
事故の型別被災者数

①「墜落・転落」災害	169 人(全体の 20.5%)
②「転倒」災害	138 人(全体の 16.7%)
③「はさまれ・巻き込まれ」災害	118 人(全体の 14.3%)
④「動作の反動・無理な動作」災害	91 人(全体の 11.0%)
⑤「切れ・こすれ」災害	83 人(全体の 10.1%)
⑥「交通事故」災害	68 人(全体の 8.2%)
⑦「飛来・落下」災害	45 人(全体の 5.5%)
⑧「激突され」災害	32 人(全体の 3.9%)
⑨その他(上記以外)	82 人(全体の 9.9%)

(4)各産業別における事故の型の傾向は次のとおりであった。(図4参照)

- ① 製造業では、「はさまれ、巻き込まれ」災害が最も多く60人(製造業で発生した死傷者数の27.6%)、次いで「切れ、こすれ」災害40人(同18.4%)、「転倒」災害27人(同12.4%)の順となった。
- ② 建設業では、「墜落、転落」災害が最も多く59人(建設業で発生した死傷者数の36.1%)、次いで「はさまれ、巻き込まれ」災害27人(同16.6%)の順となった。
- ③ 運輸交通業では、「墜落、転落」災害が29人(運輸交通業で発生した死傷者数の36.2%)、「動作の反動・無理な動作」災害13人(同16.2%)、次いで「転倒」災害10人(同12.5%)となった。
- ④ 林業では、「転倒」災害が7人(林業で発生した死傷者数の23.3%)、「切れ、こすれ」災害が6人(同20.0%)となった。
- ⑤ 第三次産業では、「転倒」災害75人(第三次産業で発生した死傷者数の24.1%)、次いで「交通事故」災害51人(同16.3%)、「動作の反動・無理な動作」災害50人(同16.1%)となった。

図4 事故の型別労働災害発生状況



2 死亡労働災害発生状況

- (1) 徳島県内の死亡労働者数は全産業で9人となり、前年比では1人減少した。
- (2) 業種別では、製造業2人、建設業4人、第三次産業(警備業等)で3人となった。
- (3) 事故の型では、「墜落、転落」災害で3人、「交通事故」災害で2人、「おぼれ」、「はさまれ、巻き込まれ」、「飛来、落下」、「激突され」災害で各1人となった。

3 今後の取組

労働災害の減少を図るための対策の推進 を平成26年度最重点施策として取り組む

「徳島第12次労働災害防止推進計画」(平成25年度～平成29年度)に基づき①重篤な労働災害を発生させるおそれのある製造業、建設業及び林業、②労働災害が多発している第三次産業及び道路貨物運送業を重点業種として位置づけ、各種の施策や取組を推進する。

(1) 製造業対策

県内の労働災害発生状況を踏まえ、監督部署との連携を図り、効果的な災害防止対策を講じる。特に、重篤な労働災害の発生が懸念される食料品製造業、木材木製品製造業、金属製品製造業、化学工業及び輸送用機械製造業を重点として積極的に取り組む。

具体的には正規労働者とともに非正規労働者に対する雇入れ時教育の実施、平成25年10月1日に施行された食品加工用機械の安全確保対策についての遵守徹底を図る。

(2) 建設業対策

景気回復による民間投資の増加と相まって、労働災害が増加するおそれがあるため、建設工事に係る計画届の確実な届出及び事前審査を求めるとともに、実地調査、災害が多発している現場及び店社に対する指導により、安全管理の徹底を図る。

墜落・転落災害防止対策として、「足場設置基準」の遵守、足場の「より安全な措置」及びハーネス型の安全帯の普及を図るとともに、計画届の受付時にリスクアセスメントの実施状況の確認、KY活動(危険予知活動)の実施等を事業場に働きかけ、作業現場及び作業方法の安全化を図る。また、労働災害防止団体及び発注者と連携し、安全パトロール、各種指導を強化する。

さらに、平成25年7月1日より新たに規制の対象となった鉄骨切断機等の解体用建設機械の安全確保対策の遵守徹底を図る。

(3) 林業対策

平成25年に労働災害を発生させた事業場及び安全管理上の問題が認められる事業場を中心に、安全管理体制の整備などの対策を求める。

また、森林管理署、県、各森林組合、労働災害防止団体と連携し、安全パトロール、現場安全点検等を実施するとともに、新規雇用労働者に対する雇入れ時教育の実施などの遵守を図り、平成26年6月1日から施行される車両系木材伐出機械・集材装置の安全確保対策について周知徹底を図る。

(4) 第三次産業対策

小売業、社会福祉施設、飲食店、清掃業を重点として、平成25年において労働災害を発生させた事業場に対する指導を強化する。

また、負傷による腰痛が多発している中小規模の社会福祉施設(介護施設)、小売業などを

中心に、腰痛予防教育が実施されるように、事業者に対する指導を行う。

正規労働者とともに非正規労働者に対する雇入れ時教育の実施の遵守を図る。

(5) 道路貨物運送業対策

災害防止対策として、トラック運転者に対する安全衛生教育が確実に実施されるように、事業者に対する指導を行う。また、荷主に対して「荷役作業の安全対策ガイドライン」のリーフレットを配布し、荷主としての荷役作業時の安全確保対策の必要性を周知することで、荷役作業中の労働災害の防止を図る。

(6) 交通労働災害防止対策

道路貨物運送業や道路旅客運送業の事業場に対し、引き続き、交通労働災害防止連絡協議会等を通じて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成25年5月28日)に基づく対策の実施を引き続き徹底する。併せて、これら業種以外で交通労働災害の発生件数が多い通信業、小売業等についても、あらゆる機会を捉え、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知を図る。